

『壬生町新庁舎建設工事』 施工者選定結果報告書

～町民と行政の共創の拠点づくり～



令和 2 年 6 月

栃木県壬生町

はじめに

壬生町新庁舎建設事業につきましては、現役場庁舎の老朽化・狭隘化が著しく、町民の皆様への安全・安心の確保や良好な住民サービスの提供に支障をきたしていることから、それらの課題解消のために、平成 29 年度より、庁内はもとより町議会や外部委員会において、新築・改築の両面から整備に関する検討を始めました。

検討の結果、国の支援制度「市町村役場機能緊急保全事業」の活用を前提に新築による整備が望ましいとの意見が数多く出されましたことから、それらを受け、平成 30 年 7 月には整備の方向性や必要な機能や規模の概要等を示した「基本構想」を同年 10 月には整備に関する基本的な考え方に基づき、施設機能や規模を具体的に示す「基本計画」を策定しました。

さらに、平成 30 年度後半には、公募型プロポーザルにより設計者を選定し、直ちに、敷地内のレイアウト、建物の構造や庁舎内フロアの配置など、完成時の姿を明らかにする「基本設計」に取り組みました。

令和元年度の後半からは、建設に係る図面の作成や必要資機材等の数量算出、事業費の積算等を行う「実施設計」に着手しますとともに、町議会をはじめ多くの皆様より寄せられた新庁舎に対するご意見やご要望等を反映させるべく、適宜、施設や設備機器に関する詳細部分の検討や内容の見直しなどを行いました。

実施設計の完了を受け、令和 2 年 4 月からは新庁舎建設工事の施工者の選定手続きに着手しましたが、選定には「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価し、最も評価の高かった者を落札者とする「総合評価落札方式」を導入することといたしました。

導入にあたっては、「壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会」を設置し、学識経験者や有識者のご意見等を踏まえながら、企業の施工実績や技術的な能力、工程管理や安全対策等の「価格以外の評価項目」及び「評価基準」を設定しますとともに、公平・公正、客観性を担保した中で「誠意と熱意」も持って参加応募いただいた企業の適正な評価に努めたところです。

本書は、選定に至る経緯と結果をご報告するものですが、選定の過程において、一方ならぬご指導ご鞭撻を賜りました委員の皆様、並びに参加ご協力をいただきました企業関係者の皆様には、この場をお借りし改めて御礼を申し上げます。

特に、この時期、新型コロナウイルスの世界的な感染の拡大を背景に、国内におきましても様々な分野での活動の自粛が余儀なくされるなか、多くの皆様のご理解とご協力のもと、一連の事務手続きが無事円滑に執行できましたことに心より感謝を申し上げます。

結びに、今回選定された施工者には、適切な工程管理、安全管理のもと、本町新庁舎の建設に相応しいと評価を受けた信頼性と技術力等を十分に発揮され、設計内容の確実な実現と円滑な施工に努めていただくようお願いしますとともに、必ずや本町の 50 年、100 年先を切り拓く素晴らしい庁舎の建設にご尽力いただけるものと期待をするものです。

令和 2 年 6 月

栃木県下都賀郡壬生町長 小 菅 一 弥

目 次

【 1 】 入札公告

【 2 】 総合評価

1. 「壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会」

2. 総合評価点等の算定

〔1〕 総合評価点の算定及び配点

〔2〕 価格点の算定方法

〔3〕 価格以外の評価点の算定方法

〔4〕 提案内容の評価に関する留意点

〔5〕 提案内容の履行に関する対応

3. 入札の執行

〔1〕 参加申請書の提出・受付

〔2〕 評価項目算定資料、入札書及び工事内訳書の提出・受付

〔3〕 価格以外の評価項目の審査及び評価点の算定

〔4〕 入札(開札)結果

〔5〕 価格点及び総合評価点の算出

【 3 】 落札者の決定

【 4 】 審査講評

■ 関連資料

(参考1) 「壬生町新庁舎建設工事に係る総合評価落札方式」実施のフロー

(参考2) 選定に至る経過

【1】入札公告

「壬生町新庁舎建設工事」施工者の選定にあたり、地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、令和2年4月13日付けで事後審査型条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）執行に関する公告を行いました。

令和2年4月13日（壬生町公告第14号）

工 事 名	壬生町新庁舎建設工事
工 事 場 所	壬生町大字壬生甲地内
工 期	540日間
工 事 概 要	①新庁舎 鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ床面積 6,611.30 m ² ②附属棟 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 949.76 m ²
予 定 価 格	3,233,020,000 円（税抜き）
入 札 参 加 形 態	単体又は特定建設工事共同企業体（構成員の数：2ないし3社）
共同企業体結成要件	自主結成 構成員出資比率 最小限度基準 2社 30%以上 3社 20%以上
業 種	建築一式工事
単体・代表者の要件	国内に本社 総合評点（P）1300点以上 平成16年度以降に延べ床面積 5,000 m ² 以上の S・SRC・RC 造の庁舎・民間企業事務所等の施工実績あり
構成員の要件	県内に本店・支店・営業所 町内 A級 町外 総合評点（P）800点以上

【2】総合評価

総合評価につきましては、価格のみならず、公共工事の品質を確保するため、企業が有する施工能力や技術力、確実性や信頼性、さらには地域性なども考慮したうえで、本町の庁舎整備に最も相応しい施工者を選定することを目的としています。

1. 「壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会」

総合評価落札方式の適切かつ円滑な執行による公平公正な審査及び評価を行うことを目的に「壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会」（以下「審査委員会」）を設置いたしました。

「総合評価落札方式」による施工者の選定については、学識経験者3名を含む「審査委員会」での協議・検討の結果、全会一致で承認され、本町における評価方法については「加算方式」を採用することとし、参加要件を満たした事業者の中から、入札による「価格点」と「価格以外の評価点」の合計「総合評価点」が最も高かった者を施工者として選定することとしました。

なお、「審査委員会」の構成員の氏名及び所属等は、選定手続き完了時まで非公開とし、総合

評価に係る事務手続きにつきましては、関係法令ならびに関連する条例・規則要綱・要領等の規定に基づき、公平性・公正性を担保したうえで適正かつ円滑に執行いたしました。

壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会名簿（令和2年6月17日現在）

職名	氏名	所属等
委員長	三橋 伸夫	宇都宮大学名誉教授
副委員長	櫻井 康雄	壬生町副町長
委員	横尾 昇剛	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
委員	柴崎記久夫	元栃木県県土整備部建築課長
委員	人見 賢吉	壬生町総務部長
委員	田島 満	壬生町建設部長

（順不同 敬称略）

2. 総合評価点等の算定

〔1〕総合評価点の算定及び配点

$$\text{③総合評価点（100点）} = \text{①価格点（70点）} + \text{②価格以外の評価点（30点）}$$

「総合評価点」の数値、並びに「価格点」と「価格以外の評価点」の配点バランスについては、「審査委員会」において検討したところであり、最近庁舎を整備された他市町の例などを参考に、学識経験者等のご意見をいただいたうえで設定しました。

まず、「総合評価点」につきましては、評価結果が明瞭で分かり易い数値が望ましいとのことから、合計を100点としました。

また、配点のバランスにつきましては、「9対1」、「8対2」、「7対3」、「6対4」の複数案を提示しましたが、協議の過程で、参加要件を満たす企業については一定水準の施工能力と技術力を備えており、価格以外の技術的評価を過度に重視することは、評価審査が複雑化することのご意見をいただきました。これを踏まえ、配点バランスについては、価格をある程度重視した「7対3」とし、学識経験者からも「本町の新庁舎の施設規模や内容等を考慮すれば『妥当』」とのご意見をいただいたことから、以降、この結果をベースに手続きを進めることとしました。

〔2〕価格点の算定方法

$$\text{①価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格} \text{〔小数点以下第2位四捨五入〕}$$

「価格点」の算定方法については、「審査委員会」での検討の結果、上記によることとし、最低価格は、各入札者の入札金額（消費税等を含まない。）のうち最低の金額、入札価格は、各入札者の入札金額としました。

なお、本件につきましては、公共工事としての適正な履行と品質確保を図るため、「低入札価格調査制度」の対象としており、基準価格を下回る金額で入札した入札者の入札価格は、低入札調査基準価格とすることとし、また、その場合の最低価格は低入札調査基準価格としました。

〔3〕価格以外の評価点の算定方法

$$\text{②価格以外の評価点}$$

「価格以外の評価」については、次に掲げる「評価項目及び評価基準」に基づき、参加者（単体及び共同企業体の代表構成員）から提出された「評価項目算定資料」の内容について、課題理解の的確性、提案内容等の妥当性・適切性・実効性、創意工夫の有無等をポイントに、客観的な視点から公平・公正に評価・採点を行うこととしました。

【価格以外の評価】

評価項目		評価内容	配点	評価基準	評価点
1 企業 の 技術 力 に 関 す る こ と	(1)企業の施工実績	・同種・類似工事を元請けとして施工した実績件数(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)	3点	5件以上	3点
				3件～4件	2点
				1件～2件	1点
				実績なし	0点
	(2)配置予定技術者等の施工経験	・主任(監理)技術者の同種・類似工事を施工した経験の有無(元請け、共同企業体の構成員としての実績)	1点	経験あり	1点
				経験なし	0点
	(2)配置予定技術者等の施工経験	・現場代理人の同種・類似工事を施工した経験の有無(元請け、共同企業体の構成員としての実績)	1点	経験あり	1点
経験なし				0点	
(3)設計理解度	・新庁舎建設基本設計・実施設計等の内容を踏まえての本庁舎の特徴と留意すべき課題等について (内容の理解、特徴把握の的確性等)	3点	A	3点	
			B	2点	
			C	1点	
2 施 工 計 画 に 関 す る こ と	(1)業務推進体制等	・業務の推進体制並びに運用方針等について(妥当性・適切性及び実施効果)	3点	A	3点
				B	2点
				C	1点
	(2)工程管理等	・全体工程の明確化と進捗状況を踏まえての適切な工程管理等について(妥当性・的確性及び実施効果)	3点	A	3点
				B	2点
				C	1点
	(3)施工技術等	①地盤改良工事の性能確保等(妥当性・適切性等)	3点	A	3点
		②PC工法の品質確保等について(妥当性・適切性等)	3点	B	2点
		③ライフサイクルコストの縮減対策等について(実施効果)	3点	C	1点
	(4)安全対策等	・工事期間中の現場及び周辺での安全対策等について (妥当性・的確性及び実施効果等)	3点	A	3点
B				2点	
C				1点	
3 地 域 貢 献 に 関 す る こ と	(1)地元事業者等の活用について	・地元事業者等の活用について(妥当性及び実施効果)	3点	A	3点
				B	2点
				C	1点
	(2)地域貢献活動	・これまで企業として取り組んできた地域貢献活動等の実績の有無及び内容等について(貢献度の高さ等)	1点	実績有り	1点
				実績なし	0点
合 計			30点		

なお、評価点の「評価基準（評価ランク）」は次のとおりとしました。

評価ランク	基準の内容	評価点
A	優れた提案（理解）である	3点
B	やや優れた提案（理解）である	2点
C	標準的な提案（理解）である	1点

評価項目のうち「1. 企業の技術力に関すること」の「(1)企業の施工実績に関すること」、
「(2)配置予定技術者等の施工経験」、
「3. 地域貢献に関すること」の「(2) 地域貢献活動」
については、参加者から提出された資料に記載された「件数」ならびに「実績の有無」等の
内容を確認したうえで、事務局にて採点することとしました。

〔4〕提案内容の評価に関する留意点

提案内容の評価にあたっては、次の事項に留意することとしました。

- ①提案等に次のような内容が含まれる場合には、当該項目のすべてを評価対象外とする。
 - ・ 当該工事とは無関係な内容と判断されるもの。
 - ・ 法令等の制約により、実現が不可能、または困難と判断されるもの。
 - ・ 実施に伴い、関係機関や地域住民等に不利益が生じると判断されるもの。
 - ・ その他、社会通念上不適切と判断されるもの。
- ②優れた提案であっても過度なコスト負担を要するものについては、当該評価よりも下位の評価とする。
- ③1つの提案の中で複数の課題や対応について記述した場合、または同じ提案を複数の提案として記述した場合は1つの提案として評価する。
- ④異なる評価項目において、同種の提案（重複提案）をした場合は、評価点の高い提案を評価し、評価点の低い提案は評価をしない。

〔5〕提案内容の履行に関する対応

提案内容の履行等に関しては、次のとおり対応することとしました。

- ①受注後、優れた提案が、完全に履行された場合は、工事成績評定における創意工夫等において加点・反映をする。
- ②提案の不履行又は、履行性への疑義が確認された場合は、工事成績評定において、その度合いに応じ減点するものとし、施工業者名及びその工事成績を公表する場合がある。
- ③提案は原則、完全に履行しなければならないが、不測の事態により、提案の履行ができない場合は、監督員と協議の上、履行できない提案に見合う別の提案をし、それを履行することにより、提案が履行されたものと認める場合がある。

3. 入札の執行

〔1〕参加申請書の提出・受付

令和2年4月13日から5月8日までの間、本入札の参加を受け付けた結果、次の4者から申請書の提出があり、いずれも書類等に不備はなく受理しました。

なお、公平・公正な審査及び評価を行うため、入札参加者には受付番号を付し、その後開札までは、参加者名を伏せて事務処理を進めました。

受付番号	入札参加申請者
①	銭高・増渕 特定建設工事共同企業体
②	石川建設株式会社
③	関東建設工業株式会社 足利支店
④	東武・佐藤 特定建設工事共同企業体

〔2〕 評価項目算定資料、入札書及び工事内訳書の提出・受付

① 評価項目算定資料 提出期限 令和2年6月1日（当日消印有効）

② 入札書及び工事内訳書 提出期限 令和2年6月5日（郵便入札 壬生郵便局必着）

次のとおり、それぞれの期限までに提出がありました。

受付番号	入札参加者
①	銭高・増渕 特定建設工事共同企業体
②	石川建設株式会社
③	関東建設工業株式会社 足利支店
④	東武・佐藤 特定建設工事共同企業体

〔3〕 価格以外の評価項目の審査及び評価点の算定

価格以外の評価項目の審査は、令和2年6月4日開催の「審査委員会」において、参加者から提出された資料内容の確認ならびに主任技術者、現場代理人を対象としたヒアリングを実施しました。評価点は、各委員による評価項目ごとの採点の平均点（小数点以下第2位四捨五入）とし、結果は次のとおりとなりました。 ※参加者名は、開札後に公表

評価項目	配点	参加者 ①	参加者 ②	参加者 ③	参加者 ④
1. 企業の技術力に関すること	8	7.0	6.8	5.1	8.0
(1) 企業の施工実績	(3)	3.0	3.0	2.0	3.0
(2) 配置予定技術者の施工実績	(2)	2.0	2.0	2.0	2.0
(3) 設計理解度	(3)	2.0	1.8	1.1	3.0
2. 施工計画に関すること	18	13.3	10.7	8.2	16.7
(1) 業務推進体制等	(3)	2.2	1.3	1.3	3.0
(2) 工程管理等	(3)	2.6	2.2	1.2	2.9
(3) 施工技術等	(9)	6.5	5.2	4.0	8.0
(4) 安全対策等	(3)	2.0	2.0	1.7	2.8
3. 地域貢献に関すること	4	3.5	3.0	2.0	4.0
(1) 地元事業者等の活用について	(3)	2.5	2.0	1.0	3.0
(2) 地域貢献活動	(1)	1.0	1.0	0.0	1.0
計	30	23.8	20.5	14.3	28.7
順位	—	2	3	4	1

審査の結果（価格以外の評価点）については、審査後の6月11日に各参加者宛てに個別に周知するとともに、併せて疑義の照会の受付を行いました。

〔4〕入札（開札）結果

入札は、郵便入札により実施をし、提出期限となる6月5日までに、参加申請書のあった4者より入札書並びに工事内訳書の提出がありました。

開札は、入札参加者立会いのもと、令和2年6月12日(金)午後1時30分より壬生町役場正庁にて行われ、結果は次のとおりとなりました。

受付番号	入札参加者	入札価格（税抜き）
①	銭高・増渕 特定建設工事共同企業体	2,909,710,000 円
②	石川建設株式会社	2,974,380,000 円
③	関東建設工業株式会社 足利支店	2,780,000,000 円
④	東武・佐藤 特定建設工事共同企業体	2,995,000,000 円

※予定価格 3,233,020,000 円（税抜き）

なお、今回の入札結果については、低入札価格調査には該当しませんが、入札価格が低入札調査基準価格(2,974,370,000 円)を下回るものがあったことから、入札公告に基づき、最低価格は低入札調査基準価格となりました。

〔5〕価格点及び総合評価点の算出

入札価格の結果に基づき、価格点の算出及び確認を行うとともに、事前に算出された価格以外の評価点との合算により「総合評価点」を算出しました。

結果は次のとおりとなりました。

受付番号	①	②	③	④
入札者名	銭高・増渕 特定建設工事 共同企業体	石川建設 株式会社	関東建設工業 株式会社 足利支店	東武・佐藤 特定建設工事 共同企業体
入札価格 (税抜き)	円 2,909,710,000	円 2,974,380,000	円 2,780,000,000	円 2,995,000,000
①価格点	70.0 点	70.0 点	70.0 点	69.5 点
②価格以外の 評価点	23.8 点	20.5 点	14.3 点	28.7 点
③総合評価点	93.8 点	90.5 点	84.3 点	98.2 点
順位	2	3	4	1

※備考

① 価格点 = 配点（70点）×最低価格（2,974,370,000 円）／入札価格

※〔小数点以下第2位四捨五入〕

【3】落札候補者の決定

算出の結果を踏まえ、令和2年6月17日開催の「第3回壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会」での審査の結果、全委員異議なく総合評価点の最も高かった受付番号④番の「東武・佐藤特定建設工事共同企業体」を「落札候補者」として選定し、同日、三橋委員長より町長に報告されました。

これを受け町では、落札候補者となった事業者へ通知するとともに、落札候補者から提出された入札参加資格確認申請書等に基づき、入札参加資格要件を満たしていることを確認したうえで、壬生町新庁舎建設工事施工の「落札者」として正式に決定いたしました。

【4】審査講評（壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会）

壬生町新庁舎建設工事の施工者選定につきましては、総合評価落札方式により執行しましたが、折しも新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の時期と重なり、国内においても社会経済全般にわたり活動の自粛が要請されるなど選定手続への影響も懸念されました。

そうした中、今回、4者の参加応募があり、いずれの参加者も豊富な施工実績と経験豊かな技術者を数多く有するなど社会的信頼性も高く、壬生町での新庁舎建設施工に相応しい高い能力と技術力を備えておりましたが、選定審査の結果、総合評価点が最も高かった「東武・佐藤特定建設工事共同企業体」を落札候補者としました。

応募いただいた企業並びに担当者の皆様のご支援ご協力に対し、審査委員会を代表し、あらためて感謝を申し上げますとともに、選定に至った経過及び結果について、主に技術的視点から、感想なども交えてご報告いたします。

まず、全体的な印象となりますが、今回、選定された事業者につきましては、提出された資料内容等を通じて、施工者として独自の工夫を取り入れた実効性の高い提案がされましたことから、壬生町新庁舎建設に係る基本構想・基本計画、さらには基本設計・実施設計を十分に熟知し、特徴となる事項を的確に把握されていることが窺え、各委員からは、設計に対する理解度が極めて高いとの評価を得ました。

また、技術者ヒアリングにおいても、これまでの実績や過去の経験等について、失敗事例等も含めて尋ねたところ、客観的視点から冷静に内容を分析したうえで、結果を次に生かすなど、「技術者」としての意識の高さが感じられ、仕事に対して誠意と熱意をもって真摯に取り組む姿勢も高く評価されるものでした。

施工計画につきましては、全体工事と建築、電気、設備それぞれの作業工程等を明らかにするとともに、マイルストーン（中間目標）の設定による「年・期・月・週」単位での工事の進捗状況の「見える化」により、明快で適切な工程管理を計画するなど、実効性の高い、説得力のある提案でした。

また、施工技術に関しては、構造的な特徴となる窓口・執務エリアでのプレキャストプレストレスコンクリート造による大梁の採用、柱状地盤改良工法による基礎工事について、それぞれの機能・性能等を良く理解されるとともに、十分な強度や安全性を確保するために留意すべき施工上の課題を十分認識されたうえで、作業効率の向上による工期の短縮やコストの縮減など、工法の特徴が生かされた提案内容でした。

特に、やや複雑な形状で大面積となる新庁舎屋根の防水処理等については、これまで現場技術者として培った知識と経験等を踏まえ、より効果的に機能を維持できる材料の選択や施工方

法を提案されるなど、独自の創意・工夫も見られました。

さらには、施設管理上の懸念材料ともなる設備機器等のメンテナンス、将来的なフォローアップ等についても、その手法や期間等について詳細かつ具体的な明示がありました。

次に、安全対策については、本社並びに関連企業と現場が一体となった危機管理体制の構築により責任の所在を明確にするとともに、現場へのデジタルサイネージなどの機器の設置・活用、隣接する民間事業所や公共施設利用者の動線を踏まえての歩行者等の安全確保、騒音・振動等の公害対策、工事関係者による労災事故の防止など、他と比較してもソフト・ハードの両面から十分な安全性が担保されるものとして評価できる内容でした。

加えて、新型コロナウイルス感染防止対策として、本社役員から現場作業員に至る徹底した衛生管理はもとより、関係者間での危機管理意識や情報の共有、さらには、現場事務所等におけるウェブシステムの導入・活用など、現状に即しつつも今後を見据えた積極的かつ先進的な対応も高く評価されるものでした。

また、「地域貢献に関すること」のうち「地域貢献活動」については、いずれの企業も積極的に取り組まれていましたが、「地元企業の活用等」では、選定された事業者からは、隣接する「シルバー人材センター」の活用など、事業に対する地元の関わりが具体的に示され、また、数字を用いての「効果の見える化」により、地域経済への好影響も期待されるものでした。

以上の内容等を踏まえ、慎重審議の結果、全委員異議なく「東武・佐藤特定建設工事共同企業体」を当該工事に係る「落札候補者」として選定いたしました。

なお、選定に係る審査並びに評価については、公平・公正を確保するため、手続き完了時点で参加企業名を伏せて事務が進められましたことを申し添えます。

結びに、新型コロナウイルスの影響により、未だ先行き不透明な状況が続いておりますが、あらためて選定された企業におかれましては、引き続き社会経済情勢の動向を注視しつつ、適切な施工計画、施工管理のもと、これまで培ってきた経験と確かな技術力を十分に発揮され、提案内容の確実な履行と実現に努めていただき、壬生町の50年、100年先を見据えたまちづくり拠点となる新庁舎の建設にご尽力いただけるものと確信しております

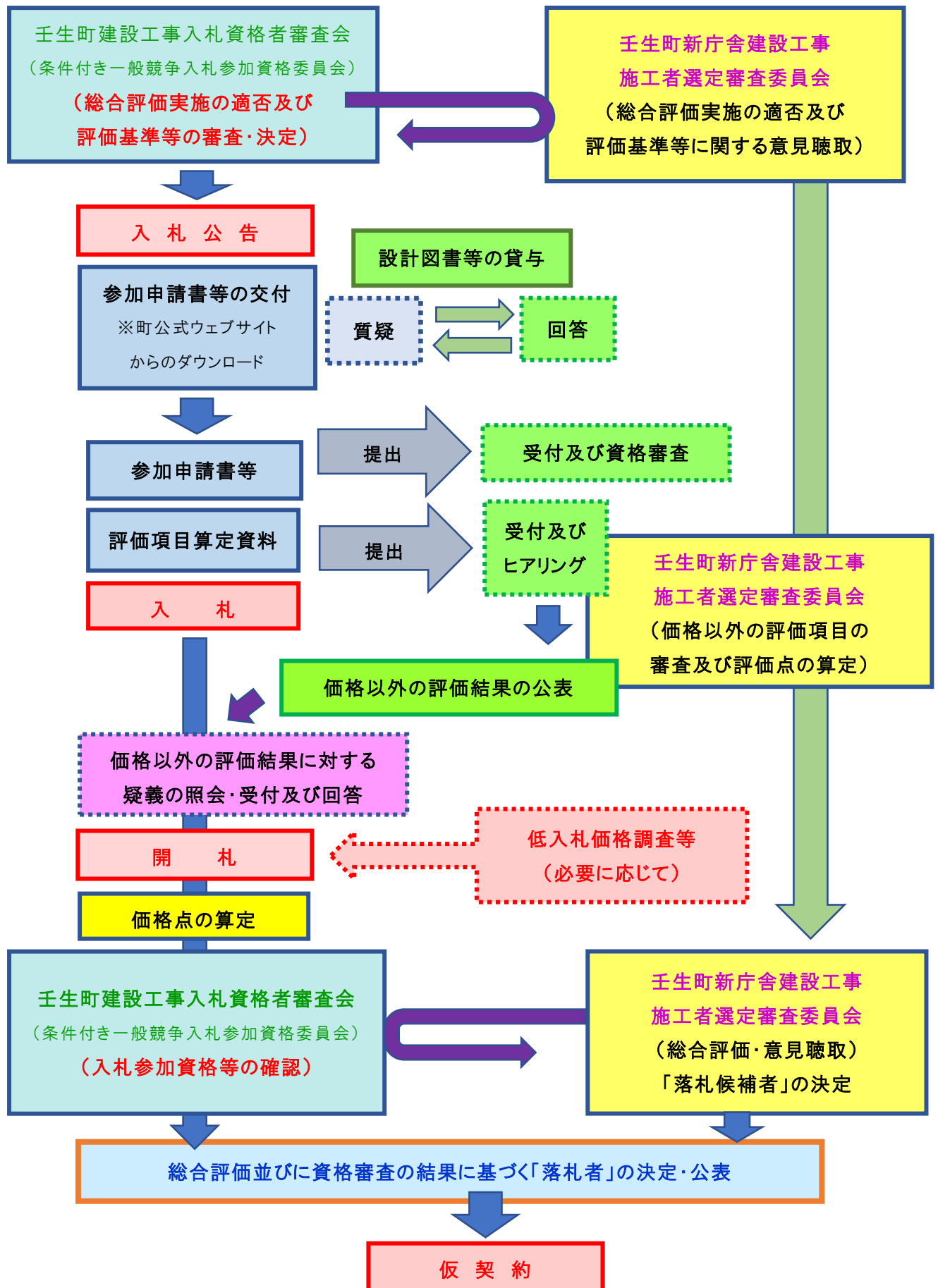
令和2年6月17日

壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会
委員長 三橋伸夫



(参考1)

「壬生町新庁舎建設工事に係る総合評価落札方式」実施のフロー



(参考2)

選定に至る経過

日 時	項 目 等
令和元年11月18日	壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会設置要綱告示
令和2年2月5日	外部有識者・学識経験者レク（個別訪問） 〔意見等聴取〕 ・施工者選定に係る事務手続（案）等について
令和2年2月18日	壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会（第1回） ・委員の委嘱並びに委員長、副委員長の選任 ・選定手続の概要並びに実施スケジュール等 〔審議〕 ・本件での総合評価落実施の適否について ・応募条件、選定審査評価基準（案）について
令和2年3月6日	委員個別レク（個別訪問） ・委員会での協議結果を踏まえての評価項目及び評価基準（案）の修正について
令和2年3月30日	委員個別レク（設計検討委員会開催時対応） ・評価項目及び評価基準（案）等の承認
令和2年4月9日	壬生町建設工事入札参加資格者審査会（条件付き一般競争入札参加資格委員会） ・事業概要の説明 ・評価項目及び評価基準（案）等 委員会での協議結果の報告 ・総合評価落札方式による実施の了承 ・応募条件、選定審査評価基準等の承認
令和2年4月13日	入札公告
令和2年5月13日	参加申込受付（～5月8日まで）
令和2年5月18日	評価項目算定資料受付（～6月1日まで）
令和2年6月4日	壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会（第2回） ・資料審査及び担当技術者ヒアリング⇒価格以外の評価点の採点
令和2年6月5日	入札書・積算内訳書提出期限
令和2年6月11日	価格以外の評価点の公表（各々の分のみ） 疑義の受付
令和2年6月12日	開札 価格点の算定 低入札価格調査確認⇒該当なし
令和2年6月17日	壬生町新庁舎建設工事施工者選定審査委員会（第3回） ・総合評価による「落札候補者」の決定 ・町長への報告
令和2年6月19日	入札参加要件の審査・確認
令和2年6月22日	「落札者」決定 仮契約書の提出
令和2年6月24日	仮契約